




收受年月日	議長	事務局長	書記
27.12.7			
第139号			

平成 27 年 12 月 7 日

埴町議会議長 鈴木道男 様

経済厚生常任委員会委員長 割貝寿一



所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり実施したので、埴町議会会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

1 調査事件

給水施設管理事業及び健康福祉センター整備事業

2 調査の経過及び結果

- (1) 調査日時 平成 27 年 10 月 30 日 9:30～11:40
- (2) 調査場所 委員会室及び健康福祉センター事業予定地
- (3) 調査対象 ①町有給水施設
②健康福祉センター整備事業及び建設予定地
- (4) 出席委員 割貝寿一、鈴木安次、吉田克則、小峰由久、小貫初枝、藤田一男、藤田恵二
- (5) 説明員 ①生活環境課長ほか担当職員
②健康福祉課長ほか担当職員
- (6) 調査方法 説明員からの聞き取り及び現地確認
- (7) 調査の結果

①給水施設管理事業

ア 概要

町の給水施設は町内各地 8 か所あり、それぞれの地区で任意の管理組合を組織し日常管理を行っている。また、専用水道が 1 か所あり、埴町振興公社が指定管理している。(別紙一覧のとおり)

給水施設は 50 人以上 100 人未満の施設、専用水道は 100 人以上及び 20 m³以上の施設である。昨年までは、片貝、田代、丸ヶ草は専用水道であったが、利用者の減少に伴い給水施設に切り替えた。

給水施設の維持管理は委託契約により地元組合がおこない、料金の

徴収なども行っている。施設の修繕は、小規模なものは地元組合が、大規模なものは町と組合が協議してそれぞれに負担割合を決めて実施している。ある程度の自己資金がないと修繕時などに困るので、町は料金徴収を奨励している。水質検査などの法定された管理の費用は町が負担している。

施設の老朽化が進んでいること、維持管理に携わっている方々の高齢化などにより地元組合での維持管理が難しくなっていることが課題となっている。また、主に原水は表流水を利用しているため周りの山林の落ち葉などの影響で原水の水質管理が困難になってきている。特に、木野反地区給水施設の水質管理は難しい。

イ 委員の主な意見

- ・これからますます少子高齢化が進み地元での維持管理は容易でなくなってくる。それに向けた対策を考えておくべきである。
- ・施設が古い、今後の更新予定を計画すべき。
- ・料金を見るとばらつきがある。月 260 円のところもある。これで修繕に対応できるのか。

ウ 委員報告書

割貝寿一委員、吉田克則委員、鈴木安次委員、藤田一男委員

②健康福祉センター整備事業

ア 概要

健康福祉センターについては、子育て支援に重点を置いた施設にしていきたいとの方針となった。

埴町の待機児童は 4 月 1 日 9 人、現在 8 人になっている。このほか待機児童になる可能性があるものが数人いる。棚倉町は現在 2 つある保育園を統合して 30 年には新しい施設での運営を開始するという情報がある。

保育園では、定員 70 人に対し現在 77 人の入所になっている。一人あたりの面積基準を満たしていないクラスも発生したという。待機児童の発生の大きな要因は保育士が足りないということ。現在の待機児童解消のためには新たに 5 人の保育士が必要になるとの説明があった。

高齢者対策としては、医療と介護の連携、介護予防事業の充実などが喫緊の課題であり、元気な高齢者の増加を図ることが国の方針で、町もこれに沿って進めていかなければならない。

本事業では 3 つの施設を計画中とのことである。まず、保育園と幼稚園の一体化であるが、幼稚園の統廃合の時期等は今後の検討事項で

ある。

次に、高齢者施設として「多世代交流センター」という名称で、多目的な空間、健康器具を備えたサロン、地域包括センター、在宅医療、介護連携、認知症対策のための相談室などを検討している。また、子どもとお年寄りのふれあいの場所を合わせて設ける考えであった。また、同じ施設に「子育て支援センター」を設け子育てサロンなどに利用する考えがある。そのほか、一時預かりのためのファミリーサポートの場なども検討しているという。

3つ目は「シルバーハウジング」として1人暮らし高齢者などを対象とした施設を検討している。これは、ディサービスセンターと隣接させ、公営住宅の一つとして建設し、中身は福祉政策を行う場とすることのことである。

イ 現地の概要

事業予定地では敷地整理のための工事が行われていた。工事の概要は次の通りであった。

- ・ 工事名 旧製材工場建物及び工作物解体工事
- ・ 内容 建物及び工作物の撤去及び一部盛土
- ・ 請負金額 49,140,000 円
- ・ 工期 平成 27 年 8 月 28 日～平成 27 年 12 月 25 日
- ・ 請負者 深谷建設株式会社

ウ 委員の主な意見

- ・ 私は、子どもと高齢者が一緒に住んで、その中に交流施設があることを考えていた。説明を聞くと場所がこども園、老人施設、交流施設の3か所に分かれる。どこで連携して交流していけばいいのか理解できない。高齢者と子供が交流し、子どもを見守りながら自分も生きがいを感じる、そういった施設にするためには、場所が離れてしまっただけでは意味がない。また、「シルバーハウジング」担当は別になるなど、縦割り行政の悪例になるのではないか。
- ・ この計画では、さらに土地取得が必要になる。施設を平屋でなく2階、3階とするなどコンパクトにすれば敷地は足りるのではないか。
- ・ 他の施設のように職員駐車場を敷地の中に取り込んでほしい。狭い敷地なのであればその点をよく考えるべき。

ウ 委員報告書

割貝寿一委員、吉田克則委員、鈴木安次委員、藤田一男委員

調査・研修等報告書

氏名	副員 寿一		提出年 月日	平成27年12月7日
調査等 名称	経済厚生常任委員会			
調査等 の日時	平成27年10月30日	場所	委員会室、現地	
調査等 の内容	1. 生活環境課			
	給水施設管理事業			
	2. 健康福祉課			
	健康福祉セクタ-整備事業			
意見 感想	1. 給水施設8ヶ所は、それ以外の補助事業で設置される。1ヶ月の料金は数百円から1500円と負担が重く管理しているのが特徴			
	施設は、30年経過しており、少子高齢化のもと、管理、維持が難しくなっている			
	本来の水道料金を払ってと町側に管理をまかせたい考えがあるようだ。			
	2. 健康福祉セクタ- 子育て支援、幼保連携型こども園を中心に高齢者を支援する構想であるが、 限られた敷地、有効に活用してもらいたい			

調査・研修等報告書

氏名	吉田 克則	提出 年月 日	平成 27 年 11 月 4 日
調査等 名称	経済厚生常任委員会所管事務調査		
調査等 の日時	平成 27 年 10 月 30 日 9 : 30 ~	場 所	委員会室及び現地
調査等 の内容	生活環境課所管事務調査 健康福祉課所管事務調査		
意見感 想	<p>生活環境課所管事務調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水施設管理事業 <p>木野反地区給水施設・真名畑下地区給水施設・片貝地区給水施設・真名畑上地区給水施設・矢ノ草地区給水施設・田代地区給水施設・丸ヶ草地区給水施設・湯岐地区給水施設及び湯遊ランドはなわ専用水道の各給水施設の設置年度、給水人口、施設維持管理の仕方等を施設一覧で調査した。施設完成は昭和 58 年度から平成 22 年度までに設置された。施設の維持管理は各組合・指定管理者が行なっている。浄水ろ過砂の入れ替えは膨大な費用が掛かるという。古い施設は経年劣化が心配されるので、今から各給水施設で積立が必要と感じた。</p> <p>健康福祉課所管事務調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉センター整備事業 <p>整備事業で、子ども園・多世代交流センター・子育て支援センターを一ヶ所に建設計画をしている。又、シルバーハウジング（高齢者向け公営住宅+安否確認+生活相談+家事援助）を考えていると説明を受けた。健康福祉と少子高齢者の支援に大いに役立つ整備事業であることが大切と感じた。</p>		

議員派遣
委員派遣

調査研修等報告書

平成 27 年 11 月 8 日

議会議長
委員会委員長 様

提出者 鈴木安次

派遣目的 (調査等 名称)	経済厚生常任委員会		
派遣の 日時	平成 27 年 10 月 30 日	派遣先 (場所)	委員会室・現地
内容	<p>第一生活環境課所管事務 ・給水施設管理事業</p> <p>第二健康福祉課所管事務 ・健康センター整備事業</p>		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>第一 問題になっているのは木ノ反地区の給水施設であるが当事者地区の話し合いによって解決を図る以外に方法はない。 その他の 7 施設も管理委託契約により地元の人達が管理しているが、少子高齢化の影響で管理作業もままならないようである。 山林の荒廃により大雨時には泥水の施設への流入や施設の老朽化もあり、今から対策を考えていかなければならない問題である。</p> <p>第二 仮称健康センター整備事業は検討する案件が出来ていないので、検討委員会の開催は考えていないとのことであった。 しかし、たたき台を作ってからでなく、町民参加の施設づくりを考えても良いのではないか。 子育て支援センター、多世代交流センター等を考えているようである。 ややもすると行政が考える施設は、国県の補助を受けることにより画一的な施設になりがちである。 施設に入所している人たちだけの交流になりがちなので 駅周辺や埴厚生病院一体を視野に(もっと広く考えても良い)入所者以外の人達も交流できる施設づくりを考えることは出来ないものであろうか。</p>		

調査・研修等報告書

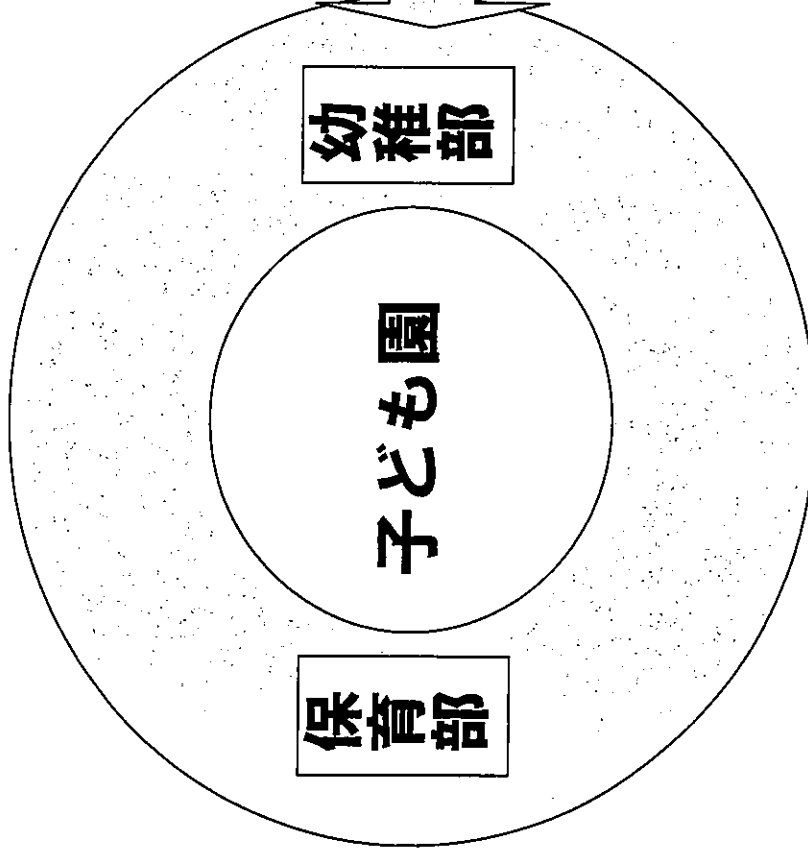
氏名	藤田一男	提出年 月日	平成 27 年 12 月 7 日
調査等 名称	生活環境課給水施設管理事業 健康福祉センター整備事業		
調査等 の日時		場所	
調査等 の内容			
意見 感想	<p>生活環境課給水施設管理事業</p> <p>全 9 施設は指定管理あるいは委託契約で管理されている。しかし最近は利用者の減少にともなって維持管理が困難になってきている。施設の老朽化により修繕が必要となるが資金面で困るとのことである。管理運営も行政側と話し合いより良い方向に持っていくべきではないか。</p> <p>木の反給水施設と湯岐給水施設の問題は両者間で話し合いより良い方向に持って行けばよい。</p> <p>健康福祉課 健康福祉センター整備事業</p> <p>計画時の方針、方向性が見えなくなっている。</p> <p>こども園、多世代交流センター、子育て支援センターと考えているようだが先が見えてないように見受けられる。町民が必要と思っている利用しやすいそして必要としているものにしなければならない。予算の事もある。検討委員会も開催されていない、内容、具体的な中身がないせいである。本当にどのような物が必要か、予算との兼ね合いもある。少子高齢化対策としてもどのような物が望まれているか考えて進めるべきである。</p>		

給水施設一覧

No.	施設名	施設完成年度	計画給水人口	現在給水人口	原水の種別	浄水施設種別	施設の維持管理	薬品購入	保菌検査(年2回)	料金
1	木野反地区給水施設	S58年度	90	58	表流水	緩速ろ過	組合 (用水施設 管理委託契 約による)	組合負担	組合負担	2カ月10㎡あたり200円、 100㎡以上1㎡あたり100円
2	真名畑下地区給水施設	S60年度	96	87	表流水	緩速ろ過				1カ月あたり 1,000円
3	片貝地区給水施設 <small>小笠原町にあり二件外</small>	S61年度	157	64	表流水	緩速ろ過				1カ月あたり 1,000円
4	真名畑上地区給水施設	S61年度	97	81	表流水	緩速ろ過				1カ月あたり 260円
5	矢ノ草地区給水施設	S63年度	48	45	表流水	急速ろ過				1カ月あたり 1,000円
6	田代地区給水施設	H6年度	85	48	表流水	急速ろ過				1カ月あたり 1,500円
7	丸ヶ草地区給水施設	H7年度	87	54	表流水	急速ろ過				1カ月あたり 1,000円
8	湯岐地区給水施設	H22年度	91	85	地下水	塩素のみ				1カ月あたり 1,000円
	湯遊ランドはなわ 専用水道 (千泥地区)	H10年度			浅井戸	塩素のみ	指定管理者	1カ月10㎡まで 1,200円 超過分1㎡あたり 100円	湯遊ランドはなわ 湯遊ランドはなわ」設置条例	

水質検査について・・・基準項目検査(年2回(23項目・9項目))の検査の費用は町が負担。※3年に1度51項目の検査がある。

毎日検査(色・濁り・臭い・味・残留塩素濃度)は組合で実施し、試薬は町が支給。



多世代交流センター

- ・多目的フロア
- ・健康サロン (高齢者サロン)
- ・地域包括支援センター
- ・在宅医療・介護連携室
- ・認知症相談室 (認知症初期集中支援チーム)
- ・オレンジカフェ (認知症カフェ)
- ・子どもと高齢者のふれあい

地域支援事業

交流



・高齢者の一時宿泊に対する助成

家族が冠婚葬祭や旅行等のために家を留守にする時、高齢者家族が一時的に町内の宿泊施設を利用した場合や健康増進のため町内の温泉施設を利用した場合に宿泊料の一部を助成する。(年3泊以内、1泊2千円を助成)

・元気高齢者のデイサービス (お達者 Day)

介護予防、認知症予防のため介護認定を受けていない高齢者を対象に湯遊ランドを利用し、健康体操+温泉入浴+サロンを実施する。(地域ごとにバスで送迎。費用の一部を地域支援事業の対象とする。)

1 概要

高齢者、障害者の生活特性に配慮しバリアフリー化された公営住宅等と、LSA（ライフサポートアドバイザー（生活援助員））による生活相談・緊急時対応等のサービスを併せて提供する

2 住宅とサービスの提供

- (1) 入居世帯：高齢者単身・夫婦世帯等
事業主体の長が必要と認めるときは
障害者単身・夫婦世帯等
- (2) 住宅：緊急通報装置を備えた公営住宅等
 - 一 公営住宅の附帯施設としての
 - 一 高齢者生活相談所の設置
 - 一 特定公共賃貸住宅を活用した LSA専用住戸の設置 等
(国土交通省の地域住宅交付金等)
- (3) LSA：入居高齢者に対して緊急時対応、
一時的な家事援助等を実施
(厚生労働省の地域支援事業)

3 経緯・実績

昭和62年度 制度創設 (LSA常駐型)
 平成5年度 制度拡充 (福祉施設連携型)
 平成8年度 制度拡充 (障害者世帯を対象に追加)
 実績：869団地 23,298戸 (平成21年度末管理戸数)

